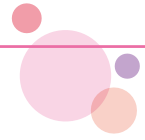


3 入院費用と退院時のお支払い



入院診療費について

- 保健医療機関として、健康保険法令等のために準拠して治療に要した費用のうち自己負担分について、ご本人（またはご家族、または保証人）にご請求いたします。

◎ 請求書

お支払いは、請求書をご確認した後、
[F棟1階／入退院会計窓口]にてご精算ください。

〈お取扱時間〉 ※祝祭日は除く
月～金曜日／午前8:30～12:00、午後1:30～5:00
土曜日／午前8:30～12:00

※クレジットカードなどもご利用になれます。

| 締め日(毎月) | 請求書配布日 |
|---------|---------|
| 10日 | 締め後2日以内 |
| 20日 | |
| 月末日 | |
| 退院日 | 退院当日 |

◎ 領収書の発行

- ・ お配りした『請求書』が『領収書』となりますので、必ず『請求書』を窓口へご提出ください。
- ・ お支払いが済みましたら領収印を押印いたします。
また、その『領収書』は所得税の医療費控除などに必要となりますので、大切に保管してください。
- ・ 領収書の再発行はいたしませんので、無くさないようにしてください。

高額療養費・限度額適用認定証のお手続きについて

- 病気やケガの治療で病院への医療費支払いが高くなってしまった場合、高額療養費の制度が適用され、医療費の一部が払い戻されます。(払い戻される額は、年齢や収入でことなります。)
- 入院の方は『限度額適用認定証』を病院に提示すれば、高額療養費分を病院へ支払わなくても済むようになります。⇒ 各病棟担当事務へご提示ください。
- 『限度額認定証』発行の手続き方法と窓口は、加入している保険によって異なります。
⇒ 各窓口でご相談ください。

| 加入している保険 | 手続きを行う窓口 |
|----------|-------------------|
| 国民健康保険 | 市役所、町役場 |
| 協会けんぽ | 全国健康保険組合、都道府県支部 |
| 共済・組合健保 | 各健康保険組合または職場の担当部署 |

※ 緊急入院など入院前に手続きができなかった場合でも、同一月内に病院にご提示いただければ利用できる場合がありますので、お早めにお手続きください。ご不明の方は入退院窓口でご確認ください。

退院手続きとお支払いについて

1. 担当医師から退院の許可がありましたら、退院日時を担当看護師とご相談ください。
2. 退院日当日、請求書をお部屋までお持ちいたします。会計は、[F棟1階／入退院会計窓口]にてお支払いください。尚、当日お支払いできない方は、入院会計係までお申し出ください。
3. 会計がお済みになりましたら、担当看護師より退院後の説明があります。
お忘れ物がないようにご帰宅くださるようお願いいたします。